

物 品 賃 貸 借 契 約 書 (案)

- 1 契 約 事 項 自動車の賃貸借 [レンタル]
- 2 賃貸借物品及び数量
 - (1) 賃貸借物品 自動車 5 1 台
 - (2) 仕 様 書 別表 1 のとおり
- 3 物品納入場所 別表 2 のとおり
- 4 契 約 期 間 令和 7 年 (2025 年) 4 月 1 日から
令和 8 年 (2026 年) 3 月 3 1 日まで
- 5 賃 貸 借 期 間 借受の申込みの都度定める
- 6 賃 貸 借 料 別表 1 のとおり
- 7 契 約 保 証 金 契約保証金は、免除する。

上記物品の賃貸借について、賃借人 地方独立行政法人北海道立総合研究機構と賃貸人 株式会社 ○○○○ とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 (2025 年) 月 日

札幌市北区北 1 9 条西 1 1 丁目
賃借人 地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理 事 長 小 高 咲 国

賃 貸 人

(総則)

第1条 賃借人及び賃貸人は、この契約書に基づき、仕様書等に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 賃貸人は、頭書の賃貸借物品を納入期限までに物品納入場所に納入し、賃貸借期間中、賃貸借物品をその目的に従い賃借人に使用させるとともに、その目的に従った使用ができるよう修繕、点検等を行い、賃借人は、その対価である賃貸借料を賃貸人に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる計量単位は、契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、賃借人の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(賃貸借物品の引渡し等)

第3条 賃貸人は、契約期間中、賃借人の申込みの都度、その指定する期日（以下「引渡期日」という。）までに、賃借人が指定する賃貸借物品を完全に使用できる状態にして、別表2に掲げる納入場所のうち賃借人が指定するに場所において、賃借人に引き渡さなければならない。

2 賃借人は賃貸借物品の引渡しを受けようとするときは、その引渡期日の前日から起算して少なくとも5日前までに賃貸人に通知するものとする。

ただし、急を要する場合においてはこの限りではない。

3 賃貸借物品の納入及び引渡しに要する一切の費用は、賃貸人の負担とする。

4 賃貸人は、賃貸借物品を納入期限までに納入することができないとき又は賃貸借物品の納入のないまま納入期限が経過し履行遅滞となったときは、賃借人に対し、その理由及び納入の可能な日を書面により申し出なければならない。

5 賃借人は、賃貸借物品の納入のないまま納入期限が経過し履行遅滞となったときは、賃貸人に対し、相当の期限を定めて賃貸借物品の納入の履行を催告するものとする。

6 賃借人及び賃貸人は、納入期限後に、賃貸借物品の納入及び引渡しがあったときは、第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、賃貸借期間は、賃貸借物品の引渡しの日の翌日から開始する。

(賃貸借料)

第4条 賃貸借料は、別表1のとおりとする。ただし、賃貸借の開始又は終了の月の日数が1月の日数に満たない場合の賃貸借料は、当該月の日数に応じて日割計算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

2 賃貸人は、毎月10日までに、前月中の賃貸借に係る代金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額（以下「賃貸借代金」という。）を賃借人に請求するものとし、賃借人は、賃貸人から適法な支払請求書を受理したときは、同月25日（25日が金融機関等の営業日でない場合には、その直後の営業日）に賃借人の理事長勤務の場所において支払うものとする。

(履行遅滞)

第5条 賃借人は、その責めに帰すべき理由により支払期限までに賃貸借料を支払わないときは、当該未払額につき、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算して得た額の遅延利息を賃貸人に支払わなければならない。

2 賃貸人は、賃貸借物品の納入及び引渡し履行遅滞となった理由がその責めに帰すべきものであると賃借人が認めるときは、当該履行遅滞に係る物品の賃貸借期間における賃貸借料の総額につき、納入期限の翌日から引渡しの日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算して得た額の違約金を賃借人に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金の支払を要しないものとする。

(賃貸借物品の管理)

第6条 賃借人は、賃貸借物品を、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

- 2 賃借人は、賃貸借物品に故障、破損、不具合等が生じたときは、直ちに、その旨をその理由を付して賃貸人に報告しなければならない。

(賃貸人の修繕義務等)

第7条 賃借人は、賃貸借物品に故障、破損、不具合等の損害が生じた場合は、賃借人の責めに帰すべき理由によるものを除き、賃貸借物品を賃借人に使用させるため必要な限度において修繕義務を負うものとする。ただし、賃貸借物品の故障、破損、不具合等の程度が賃借人の使用を妨げるものでないときは、この限りでない。

- 2 賃借人は、賃借人が賃貸借物品をこの契約の目的に従った使用ができるよう、通常の使用により生ずる劣化、損耗等による部品の取替え及び修繕の負担をする義務を負うものとする。
- 3 賃借人は、前項の部品の取替え及び修繕を実施したときは、その履行を証する書面を速やかに賃借人に提出しなければならない。
- 4 賃借人は、前項の書面が提出されたときは、直ちに、その履行を確認するものとする。

(転貸の禁止)

第8条 賃借人は、賃貸借物品を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ、賃貸人の承諾があったときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第9条 賃借人は、賃貸借物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、賃貸人に対し賃貸借物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、賃貸人は、賃借人に不相当な負担を課するものでないときは、賃借人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

(危険負担)

第10条 天災その他不可抗力など賃借人及び賃貸人の双方の責めに帰することのできない理由により、この賃貸借物品が滅失又は毀損等をし、この契約の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、賃貸人は、当該部分についてこの契約の履行の義務を免れるものとし、賃借人は、当該部分に相当する賃貸借料の支払の義務を免れるものとする。

(損害の負担)

第11条 賃貸借物品の経年劣化及び通常の使用による損耗を除き、賃借人の責めに帰すべき理由により賃貸借物品に故障、破損、不具合等の損害が生じたときは、賃借人が、点検、修理等を行い、その損害及び費用を負担しなければならない。

- 2 賃貸人の責めに帰すべき理由により賃貸借物品の故障、破損、不具合等の損害並びに天災その他不可抗力など賃借人及び賃貸人の双方の責めに帰することのできない理由により賃貸借物品の損害(経年劣化及び通常の使用による損耗を含む。)が生じたときは、賃貸人が点検、修理等を行い、その損害及び費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 賃貸人は、この契約により知り得た賃借人の保有する個人情報その他業務上の秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第13条 賃借人は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の収入支出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、賃貸人は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(賃借人の任意解除権)

第14条 賃借人は、次条から第17条までの規定によるほか、必要があるときは、解除しようとする日の1月前までに書面により通知の上、この契約を解除することができる。

- 2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより賃貸人に損害を及ぼしたときは、賃貸人にその損害を賠償しなければならない。

(賃借人の催告による解除権)

第15条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限までに賃貸借物品の納入及び引渡しを完了しないとき又は期限後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

- (2) 正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完がなされないとき。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(賃借人の催告によらない解除権)

第16条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 賃貸借物品の納入及び引渡しを完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 賃貸人が賃貸借物品の納入及び引渡しを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 賃貸人の債務の一部の履行が不能である場合又は賃貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がその債務の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に賃貸借料債権を譲渡したとき。
- (7) 第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(賃貸人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、賃貸人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の賃貸借契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ この契約に関連する契約の相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ 賃貸人がアからエまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(オに該当する場合を除く。)に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

第17条 賃借人は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、賃貸人は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 賃貸人が排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条及び第22条において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第22条において同じ。)を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)が提起されなかったとき。
- (2) 賃貸人が納付命令(独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第22条において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。))。
- (3) 賃貸人が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 賃貸人以外のもの又は賃貸人が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において賃貸人に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。))又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が賃貸人に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときを

いう。以下この号において同じ。)における賃貸人に対する命令とし、これらの命令が賃貸人以外のもの又は賃貸人が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、賃貸人に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号)第30条第1項の規程による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。))。

- (6) 賃貸人(賃貸人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

(賃借人の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第18条 第15条各号又は第16条各号に定める場合が賃借人の責めに帰すべき理由によるものであるときは、賃借人は、第15条又は第16条の規定による契約の解除をすることができない。

(賃貸人の催告による解除権)

第19条 賃貸人は、賃借人がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(賃貸人の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第20条 前条に定める場合が賃貸人の責めに帰すべき理由によるものであるときは、賃貸人は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(賃借人の損害賠償請求等)

第21条 次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸人は賃貸借期間に係る賃貸借料の総額の10分の1に相当する額を賠償金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は、賃貸人の責めに帰すべき理由によって賃貸人の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)

がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰することができない理由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

4 第1項の場合(第16条第6号又は第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金又は担保をもって同項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が賃貸借期間に係る賃貸借料の総額の10分の1に相当する額に不足するときは、賃貸人は、当該不足額を賃借人の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が賃貸借期間に係る賃貸借料の総額の10分の1に相当する額を超過するときは、賃借人は、当該超過額を返還しなければならない。

(不正行為に伴う賠償金)

第22条 賃貸人は、この契約に関して、第17条各号のいずれかに該当するときは、賃借人がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として賃貸借期間に係る賃貸借料の総額の10分の2に相当する額を賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他賃借人が特に認めるときは、この限りでない。

2 賃借人は、実際に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、賃貸人に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約の終了後においても適用があるものとする。
(賃貸人の損害賠償請求等)

第23条 賃貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃借人の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
(契約不適合責任期間等)

第24条 賃借人は、賃貸借物品に関し、第3条第3項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、賃貸人の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 賃借人が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を賃貸人に通知した場合において、賃借人が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 賃借人は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が賃貸人の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する賃貸人の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第566条の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 賃借人は、賃貸借物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を賃貸人に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、賃貸人がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(賃貸借物品の返還及び引取り)

第25条 賃借人は、契約が終了したときは、その附属させた物を収去して原状に復する場合及びその責めに帰すべき理由により賃貸借物品に故障、破損、不具合等の損害が生じ第11条第1項の規定の適用がある場合を除くほか、賃貸借物品を現状のままで賃貸人に返還するものとする。

2 賃貸人は、契約が終了したときは、賃借人から賃貸借物品を速やかに引き取らなければならない。

3 賃貸借物品の引取りに要する一切の費用は、賃貸人の負担とする。

(契約保証金の返還)

第26条 削除

(相殺)

第27条 賃借人は、賃貸人に対して違約金その他の金銭債権があるときは、賃貸人が賃借人に対して有する契約保証金返還請求権、賃貸借料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約の更新等)

第28条 削除

2 賃借人及び賃貸人は、前項の協議が整った場合は、賃借人が適用を受ける会計法令に従い、この賃貸借物品の借入れ又は買入れに係る契約を締結することができる。

(契約に定めのない事項)

第29条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、賃借人と賃貸人とが協議してこれを定めるものとする。

自動車仕様書

1 車種等

区分番号	1	2	3	4	5	6	7
車種	普通乗用自動車	普通乗用自動車	軽貨物自動車	軽貨物自動車	小型貨物自動車	小型貨物自動車	小型貨物自動車
形状	ステーションワゴン	ステーションワゴン	バン	キャブオーバーバー	キャブオーバーバー	バン	バン
ボディタイプ(通称)	5ドア	SUV	軽ワンボックス	軽トラック	トラック	ライトバン	ワンボックス
単価 (月額/台)	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
仕様	令和元年式以降	令和元年式以降	令和元年式以降	令和元年式以降	令和元年式以降	令和元年式以降	令和元年式以降
年式	無鉛レギュラーガソリン	無鉛レギュラーガソリン	無鉛レギュラーガソリン	無鉛レギュラーガソリン	無鉛レギュラーガソリン	無鉛レギュラーガソリン	軽油
油種	1,700～1,800	2,300～2,500	660以下	660以下	1,400以上	1,400～1,500	2,400以上
総排気量(CC)	5	5	2/4	2	2又は3	5	3/6
定員(名)	AT若しくはCVT						
変速機	4WD						
駆動方式	4WD						
装備品	標準工具	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	スペアタイヤ又はパンク修理キット	〇	〇	〇	〇	〇	〇
付属品	ドライブレコーダー(モニタ含む)	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	バックカメラ(モニタ含む)	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	冬タイヤ、冬ワイパー(10月以降使用車)	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	ナビゲーションシステム	別添「R7 レンタル契約 予定一覧」のとおり					
	ETC車載器 (アンテナ分離型、音声)						

2 補足事項

- (1)車検及び法定点検等の整備を行う場合は、少なくともその1ヶ月前には、自動車を使用している試験研究機関へ連絡することとする。
- (2)納入期限は、始期の前日までとする。
- (3)使用期間が10月以降に及ぶ場合は、冬用タイヤへの交換を行うこととする。

R7 レンタル契約 予定一覧

セグメント	支場名	台数	ナビ	ETC	始期	終期	月数量	合計月数量	種別用途	車検証上 (車体形状)	通称 (市場流通)	区分
中央農業試験場		1	○	○	2025/4/7	2025/10/31	7ヵ月	7ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
中央農業試験場		1	○	○	2025/8/1	2025/11/28	4ヵ月	4ヵ月	小型貨物	バン	ワンボックス	7
中央農業試験場		1	○	○	2025/5/7	2025/7/31	3ヵ月	3ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
中央農業試験場		1	○	○	2025/4/1	2025/10/31	7ヵ月	7ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
中央農業試験場		1	×	○	2025/6/1	2025/9/30	4ヵ月	4ヵ月	小型貨物	キャブオーバー	軽トラック	4
中央農業試験場		1	×	×	2025/4/1	2025/9/30	6ヵ月	6ヵ月	小型貨物	キャブオーバー	トラック	5
中央農業試験場		1	×	×	2025/5/1	2025/9/30	5ヵ月	5ヵ月	軽貨物	バン	軽ワンボックス	3
中央農業試験場		1	○	○	2025/5/1	2025/9/30	5ヵ月	5ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
中央農業試験場		1	○	○	2025/4/1	2025/10/31	7ヵ月	7ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
中央農業試験場		1	○	○	2025/4/1	2025/11/28	8ヵ月	8ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
中央農業試験場		1	○	○	2025/5/1	2025/10/31	6ヵ月	6ヵ月	軽貨物	バン	軽ワンボックス	3
中央農業試験場		1	○	○	2025/4/1	2025/11/28	8ヵ月	8ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
中央農業試験場 リース代替		1	○	×	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	小型貨物	キャブオーバー	軽トラック	4
中央農業試験場 リース代替	岩見沢試験地	1	○	○	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
上川農業試験場		1	○	○	2025/5/7	2025/10/31	6ヵ月	6ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
道南農業試験場 リース代替		1	○	○	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
道南農業試験場 リース代替		1	○	○	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
十勝農業試験場		1	○	○	2025/5/1	2025/7/31	3ヵ月	3ヵ月	軽貨物	バン	軽ワンボックス	3
十勝農業試験場		1	○	○	2025/8/18	2025/10/17	2ヵ月	2ヵ月	軽貨物	バン	軽ワンボックス	3
十勝農業試験場		1	○	○	2025/6/1	2025/8/31	3ヵ月	3ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
釧路農業試験場 リース代替		1	○	○	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
釧路試験場	天北支場	1	○	○	2025/5/1	2025/6/30	2ヵ月	2ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
北見農業試験場		1	○	○	2025/4/1	2025/10/31	7ヵ月	7ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
北見農業試験場		1	○	○	2025/4/1	2025/10/31	7ヵ月	7ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
北見農業試験場		1	○	×	2025/4/1	2025/10/31	7ヵ月	7ヵ月	小型貨物	バン	ワンボックス	7
北見農業試験場		1	×	×	2025/7/9	2025/8/8	1ヵ月	1ヵ月	小型貨物	バン	ワンボックス	7
北見農業試験場		1	×	×	2025/5/7	2025/10/24	6ヵ月	6ヵ月	小型貨物	バン	ワンボックス	7
北見農業試験場		1	×	×	2025/9/1	2025/10/24	2ヵ月	2ヵ月	小型貨物	バン	ワンボックス	7
北見農業試験場		1	○	×	2025/4/17	2025/11/14	8ヵ月	8ヵ月	小型貨物	バン	ワンボックス	7
畜産試験場 リース代替		1	○	○	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	普通乗用	ステーションワゴン	5ドア	1
畜産試験場 リース代替		1	○	○	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	小型貨物	バン	ワンボックス	7
花・野菜技術センター リース代替		1	○	○	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
花・野菜技術センター リース代替		1	○	○	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
中央水産試験場 リース代替		1	○	○	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	小型貨物	バン	ワンボックス	7
函館水産試験場		1	○	×	2026/1/17	2026/3/21	2ヵ月	2ヵ月	小型貨物	バン	ワンボックス	7
稚内水産試験場		1	○	×	2025/4/1	2026/3/31	12ヵ月	12ヵ月	小型貨物	キャブオーバー	トラック	5
稚内水産試験場 リース代替		1	○	×	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	普通乗用	ステーションワゴン	5ドア	1
稚内水産試験場 リース代替		1	○	×	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
稚内水産試験場 リース代替		1	○	×	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	小型貨物	バン	ワンボックス	7
さげます・内水面水産試験場 リース代替	道東センター	1	○	○	2025/4/1	2025/8/31	5ヵ月	5ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
林業試験場		1	○	○	2025/5/8	2025/10/31	6ヵ月	6ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
林業試験場 リース代替	道南支場	1	○	○	2025/6/2	2025/8/29	3ヵ月	3ヵ月	普通乗用	ステーションワゴン	SUV	2
工業試験場 リース代替		1	○	○	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
工業試験場 リース代替		1	○	○	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
工業試験場 リース代替		1	○	○	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
食品加工研究センター リース代替		1	○	○	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	普通乗用	ステーションワゴン	5ドア	1
食品加工研究センター リース代替		1	○	○	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	小型貨物	バン	ライトバン	6
北方建築総合研究所		1	○	○	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	普通乗用	ステーションワゴン	5ドア	1
北方建築総合研究所		1	○	○	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	普通乗用	ステーションワゴン	SUV	2
北方建築総合研究所 リース代替		1	○	○	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	普通乗用	ステーションワゴン	5ドア	1
北方建築総合研究所 リース代替		1	○	○	2025/4/1	2025/8/29	5ヵ月	5ヵ月	普通乗用	ステーションワゴン	SUV	2
合計		51						262ヵ月				

区分	車種	台数	月計	形状	通称
1	普通乗用	5	25	ステーションワゴン	5ドア
2	普通乗用	3	13	ステーションワゴン	SUV
3	軽貨物	4	16	バン	軽ワンボックス
4	軽貨物	2	9	キャブオーバー	軽トラック
5	小型貨物	2	18	キャブオーバー	トラック
6	小型貨物	25	136	バン	ライトバン
7	小型貨物	10	45	バン	ワンボックス
合計		51	262		

特記事項

※令和元年以降の年式車両

※納入期限は、始期の前日とする。

※4WD車両

※使用期間が10月以降に及ぶときは、冬用タイヤを装着(交換)すること。

※前方カメラ、後方カメラ、ドライブレコーダーを原則として装着すること。

自動車納入場所一覧

別表2

試験研究機関名	〒	住所	電話	FAX
中央農業試験場	069-1395	夕張郡長沼町東6線北15号	0123-89-2001	0123-89-2060
中央農業試験場 岩見沢試験地	069-0365	岩見沢市上幌向町216番地	0126-26-1518	0126-26-4004
上川農業試験場	078-0397	上川郡比布町南1線5号	0166-85-2200	0166-85-4111
道南農業試験場	041-1201	北斗市本町680番地	0138-77-8116	0138-77-7347
十勝農業試験場	082-0081	河西郡芽室町新生南9線2番地	0155-62-2431	0155-62-0680
酪農試験場	086-1135	標津郡中標津町旭ヶ丘7番地	0153-72-2004	0153-73-5329
酪農試験場 天北支場	098-5738	枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目2番地	01634-2-2111	01634-2-4686
北見農業試験場	099-1496	常呂郡訓子府町字弥生52	0157-47-2146	0157-47-2774
畜産試験場	080-0038	上川郡新得町字新得西5線39番地1	0156-64-0616	0156-64-6151
花・野菜技術センター	073-0026	滝川市東滝川735番地	0125-28-2800	0125-28-2299
中央水産試験場	046-8555	余市郡余市町浜中町238番地	0135-23-7451	0135-23-3141
函館水産試験場	040-0051	函館市弁天町20番5号	0138-83-2892	0138-83-2849
稚内水産試験場	097-0001	稚内市末広4丁目5番15号	0162-32-7177	0162-32-7171
さけます・内水面水産試験場 道東センター	086-1164	標津郡中標津町丸山3丁目1番地10	01537-2-6141	01537-2-5188
林業試験場	079-0198	美唄市光珠内町東山	0126-63-4164	0126-63-4166
林業試験場 道南支場	043-0402	函館市桔梗町372-2	0138-47-1024	0138-47-1024
工業試験場	060-0819	札幌市北区北19条西11丁目	011-747-2321	011-726-4057
食品加工研究センター	069-0836	江別市文京台緑町589番地4	011-387-4111	011-387-4664
北方建築総合研究所	078-8801	旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号	0166-66-4211	0166-66-4215